

佐賀中部広域連合公告第1号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条の規定により次のように公告する。

令和7年6月17日

佐賀中部広域連合長 坂 井 英 隆

1 入札に付する事項

- (1) 件名 救急感染防止衣貸借
- (2) 物品名及び数量 救急感染防止衣 1組あたり2着
- (3) 場所 佐賀広域消防局管内14署所
- (4) 履行期間 令和7年11月1日から令和10年10月31日（長期継続）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市、多久市、小城市、神崎市又は吉野ヶ里町における令和7年度入札参加資格者名簿に登録がある者
 - イ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
 - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - (ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

ウ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀市（佐賀市上下水道局を含む）、多久市、小城市、神埼市又は吉野ヶ里町からの指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

(2) 入札参加資格を有する者が、入札参加申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

(3) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、入札参加申請を行うこと。

4 入札参加申請書の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)アからウに掲げる提出書類等を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）、(1)エに掲げるサンプル品については任意の方法で送付すること。なお、直接持参による提出は認めない。

(1) 提出書類等

ア 条件付一般競争入札参加申請書

イ 資本的関係・人的関係調査票

ウ 救急感染防止衣表生地製造メーカーからの「品質証明書」

エ 仕様書に適合する救急感染防止衣のサンプル

(2) 提出期限 令和7年6月26日（木）必着

(3) 提出先 郵便番号849-0919

佐賀市兵庫北三丁目5番1号

佐賀広域消防局総務課経理係

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和7年7月1日（火）までに電話で連絡する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和7年7月3日(木) 午前10時

(2) 場所 佐賀市兵庫北三丁目5番1号

佐賀広域消防局2階講堂

7 入札方法

(1) 入札書の入札金額は、仕様書に定める救急感染防止衣の1か月あたり1組(2着)の単価を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書は封筒に入れて封印の上、提出すること。

(2) 入札当日、都合により代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名及び押印をすること。無き場合は失格とする。

8 仕様書等の交付方法及び期間

(1) 方法 佐賀広域消防局及び構成市町ホームページに掲載する。

(2) 期間 令和7年6月17日(火)から令和7年7月3日(木)までとする。

9 仕様書に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和7年6月20日(金) 午後5時

(2) 質問先 佐賀広域消防局総務課経理係

メールアドレス:sagakoiki@chubu.saga.saga.jp

(3) 回答方法 令和7年6月23日(月)までにFAXにて回答する。

10 入札保証金

免除

1.1 契約保証金

入札金額に仕様書で定める数量及び期間を乗じて得た金額の100分の10(当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7)以上の金額とする。ただし、佐賀中部広域連合財務規則第103条第2項第1号から第8号までのいずれかに該当する場合は、全部を免除し、又は一部を減額する。

1.2 予定価格

公表しない。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

(1) 2に規定する資格を有する者でない者

(2) 入札を行った後、開札の時までに2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 入札について不正行為を行った者

- (4) 本件名とは異なる名を記入し入札を行った者
- (5) 入札参加者の会社名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札を行った者
- (6) 入札金額並びに入札参加者の会社名、代表者氏名及び印鑑について、誤脱又は判読不可能な記入をした者
- (7) 1人で2以上の入札を行った者

1 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用及び公課負担は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、佐賀中部広域連合財務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1 5 問合せ先

佐賀市兵庫北三丁目5番1号

佐賀広域消防局総務課経理係

電話 : 0952-33-6763

FAX : 0952-31-2119

メールアドレス : sagakoiki@chubu.saga.saga.jp